2　この基準を実施するための法令を制定し、及び適用するに当たり、権限のある機関は、関係する船舶所有者団体及び船員団体と協議した後、次のことを行う。

(a)　船舶において居住し、かつ、労働する船員の特別の必要に照らして、健康及び安全に災害の防止に関する第3.4規則及び関連する規範の規定を考慮に入れること。

(b)　この規範のB部に含まれる指針に妥当な考慮を払うこと。

3　第1.5規則の規定に基づいて要求される検査は、次の場合に行う。

(a)　船舶が登録され、又は再登録される場合

(b)　船舶における船員の居住設備が実質的に変更された場合

4　権限のある機関は、次の事項に関係するこの条約上の義務の履行を確保することに特別の注意を払う。

(a)　船室その他の居住区域の大きさ

(b)　暖房及び通風

(c)　騒音、振動その他の環境上の要因

(d)　衛生設備

(e)　照明

(f)　医務室

5　加盟国の権限のある機関は、自国を旗国とする船舶が6から17までに規定する船舶における居住設備及びレクリエーション用の設備の最低基準を満たすことを要求する。

6　設備についての一般要件に関し、

(a)　船員の全ての居住設備における天井の高さは、十分なものとする。船員が完全に自由に動くことができることが必要な当該居住設備において認められる天井の高さは、二百三センチメートル以上でなければならない。権限のある機関は、船員の居住設備の一の区域又はその一部分において天井の高さを一定の範囲内で低くすることについて、次のことが満たされる場合には、認めることができる。

(i)　合理的であること。

(ii)　船員に対して不便をもたらさないこと。

(b)　居住設備は、十分に防熱を施す。

(c)　改正された千九百七十四年の海上における人命の安全のための国際条約（以下「SOLAS条約」という。）第二規則(e)及び(f)に定義する旅客船以外の船舶においては、寝室の位置は、船舶の中央部又は船尾部の満載喫水線の上方とする。ただし、船舶の大きさ、種類又は予定された用途が寝室を他の場所に設けることを不可能とする例外的な場合には、寝室は、船舶の前部に設けることができる。もっとも、いかなる場合においても衝突隔壁の前方であってはならない。

(d)　旅客船並びに千九百八十三年の国際海事機関の特殊目的船のための安全に関する規範及びその更新版に従って建造された特殊な船舶（以下「特殊目的船」という。）については、権限のある機関は、照明及び通風のための十分な措置がとられることを条件として、寝室の位置を満載喫水線の下方とすることを認めることができる。ただし、いかなる場合においても、作業用の通路の直下であってはならない。

(e)　貨物区域、機関区域、調理室、貯蔵品室、乾燥室又は共用の衛生区域から寝室への直接の入口は、設けてはならない。寝室からこれらの場所を隔離する部分の隔壁及び外部の隔壁は、鉄鋼その他の承認された物質で効果的に建造し、並びに水密及びガス密とする。

(f)　内部の隔壁の建造、壁面のパネル張り及び被覆、床張り並びに接合のために使用される材料は、その目的に適合し、及び健康的な環境の確保に資するものとする。

(g)　適当な照明及び十分な排水設備を設ける。

(h)　居住設備、レクリエーション用の設備及び料理の提供のための設備は、船舶において有害な水準の騒音、振動その他の環境上の要因及び化学物質にさらされる危険の防止に関して、並びに船員が容認することができる職業上の環境及び船舶における生活環境を提供するため、健康及び安全の保護並びに災害の防止に関する第3.4規則及び関連する規範に定める要件を満たすものとする。

7　通風及び暖房についての要件に関しては、次のとおりとする。

(a)　寝室及び食堂は、適切に通風する。

(b)　船舶は、エアコンディショナーを必要としない温和な気候条件の下で航行に通常従事するものを除くほか、船員の居住設備、独立の無線室及び機関制御室にエアコンディショナーを備える。

(c)　全ての衛生区域は、居住設備の他の部分の通風とは別個に、船舶外に通風する。

(d)　専ら熱帯性気候の下で航行する船舶を除くほか、適当な暖房装置による適切な暖房を提供する。

8　照明についての要件に関し、寝室及び食堂は、旅客船において認められる特別な措置に従うことを条件として、自然の光によって照明し、及び適切な人工の照明を設ける。

9　船舶内に宿泊設備が必要とされる場合には、寝室について次の要件を適用する。

(a)　旅客船以外の船舶においては、各船員に対して個人用の寝室を与える。総トン数三千トン未満の船舶又は特殊目的船については、権限のある機関は、関係する船舶所有者団体及び船員団体と協議した後、この要件の適用除外を認めることができる。

(b)　男性及び女性のために区別された寝室を与える。

(c)　寝室は、妥当な快適さを確保し、及び容易に清潔さを保つことができるようにするため、適切な大きさのものとし、及び適当な設備を備えるものとする。

(d)　いかなる状況の下においても、各船員のために個別の寝台を与える。

(e)　寝台の内側の最小の寸法は、少なくとも、縦百九十八センチメートル、横八十センチメートルとする。

(f)　船員の一人用の寝室の床面積は、次のとおりとする。

(i)　総トン数三千トン未満の船舶については、四・五平方メートル以上

(ii)　総トン数三千トン以上一万トン未満の船舶については、五・五平方メートル以上

(iii)　総トン数一万トン以上の船舶については、七平方メートル以上

(g)　権限のある機関は、総トン数三千トン未満の船舶並びに旅客船及び特殊目的船において一人用の寝室を与えるため、(f)に規定する面積よりも小さい床面積を認めることができる。

(h)　旅客船及び特殊目的船以外の総トン数三千トン未満の船舶においては、寝室は、最大二人の船員で使用することができる。このような寝室の床面積は、七平方メートル以上とする。

(i)　旅客船及び特殊目的船において、船舶の職員としての職務を遂行しない船員の寝室の床面積は、次のとおりとする。

(i)　二人用の部屋については、七・五平方メートル以上

(ii)　三人用の部屋については、十一・五平方メートル以上

(iii)　四人用の部屋については、十四・五平方メートル以上

(j)　特殊目的船において、寝室は、四人を超える者を収容することができる。このような寝室の床面積は、一人当たり三・六平方メートル以上とする。

(k)　旅客船及び特殊目的船以外の船舶において、船舶の職員としての職務を遂行する船員の寝室は、個人用の居室又は執務室が与えられない場合には、一人当たりの床面積が次のとおりとなるものとする。

(i)　総トン数三千トン未満の船舶については、七・五平方メートル以上

(ii)　総トン数三千トン以上一万トン未満の船舶については、八・五平方メートル以上

(iii)　総トン数一万トン以上の船舶については、十平方メートル以上